

「宮内公文書館利用等規則案」に対して寄せられたご意見とご意見に対する考え方

		ご意見の内容	ご意見に対する考え方
1	第25条	文書保全のため、文書の原本利用に当たっては、墨又はインクを用いる筆記用具の使用を禁止するべきだと思います。	ご指摘のとおり、墨又はインクを用いる筆記用具の使用については、禁止する予定で、その旨閲覧室の貼紙等で利用者に明示します。
2	第16条第3項	利用請求者への利用決定の通知にかかる郵送料は、宮内公文書館が負担するべきである。 開示決定を利用請求者に対して通知することは、館側の義務である。その通知書の送料を利用請求者側に負担させることは、制度の主旨からしても理に合わない。また、開示決定後30日以内に、利用請求者側は利用の方法申出書を提出する必要があるため、開示決定通知書が手許にない状態で、方法の申出を行うことは不可能である。 国立公文書館利用等規則案第17条第3項において、国立公文書館はこの郵送料を館側が負担することを明言している。また、この理由として「確実な徴収を期し難く、督促に係る事務量（人件費等）と郵送費を比較考量した場合、当館が負担したほうが、効率的な経営管理を計ることができる」と述べている。また、情報公開法における利用請求に対する決定通知は無料で送られている。 以上の点から、利用決定の通知にかかる郵送料は、宮内公文書館が負担するべきである。	内閣府作成の「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」第C章第1節C-7(3)において、利用請求者の求めに応じて利用決定通知書を郵送する場合は、受益者負担の観点から「必要な郵送料は、利用請求者が負担するものとする」と規定されたところであり、宮内公文書館利用等規則案についても、同様の趣旨を踏まえて規定したところです。 ちなみに、情報公開法では、開示請求手数料を徴収しており、この手数料には、決定通知書の郵送料が含まれております。
3	第10条第3項	「情報通信技術を用いて館に送信する方法」を入れるべきである。 利用請求者の便利を考え、利用申請にインターネットからの申し込みができるようにするべきである。システムが無くてできない場合は、早急に導入を行うべきである。	利用請求に関して、情報通信技術を用いて館に送信する方法については、現在、システムを導入しておらず、今後、導入を検討することとしています。